

漁 船 統 計 表

(令和6年12月末日現在)

茨城県農林水産部漁政課

茨城県漁船統計表（令和6年12月末現在）

【 構 成 】

漁船統計要領

I 総勢力

総勢力	第1表
-----	-----

II 海水動力漁船勢力表

機関種類別の勢力（船質・船型別）	第2表
------------------	-----

漁業種類別の勢力（船質・船型別）	第3表
------------------	-----

漁業協同組合別の勢力（船型別）	第4表
-----------------	-----

III 淡水漁船総勢力

機関種類別の勢力（船質・船型別）	第5表
------------------	-----

漁業協同組合別の勢力（船型別）	第6表
-----------------	-----

IV その他

漁船総勢力年次推移	第7表
-----------	-----

海水動力漁船 船型別船齢構成	第8表
----------------	-----

参考 登録動力漁船数の推移（H21～R6）	図 1
-----------------------	-----

漁 船 統 計 要 領

1 統計の期日

この統計表は、令和6年12月31日時点における本県の漁船勢力を示したものである。

2 統計の対象

この統計の対象は、漁船法（昭和25年5月13日法律第178号）及び漁船法施行規則（昭和25年8月12日農林省令第95号）に基づき、本県において漁船登録をしている下記の船舶である。

- （1）もっぱら漁業に従事する船舶
- （2）漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- （3）もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- （4）もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

3 統計の分類及び定義

（1）漁業種類

漁業種類は別表のとおりである。

（2）総トン数

漁船原簿に記載の総トン数とする。

（3）機関馬力数

漁船原簿に記載されている馬力数とする（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされている漁船の推進機関の馬力数（旧馬力数）とを区別しない。）

なお、各表中の総トン数階層に「1～3トン」等とあるのは「1トン以上～3トン未満（主に2トン台）」等の意味である。

【別表】

漁業の種類	漁業の内容
① 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、溜池、貯水池等における漁業
② 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業
③ 採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業
④ 定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む
⑤ 一本釣り漁業	各種一本釣り漁業（ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。）
⑥ はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業（ただし、まぐろ、さめ、かじき、さけ、ますはえなわ漁業を除く。）
⑦ 刺網漁業	各種流し網、刺網、たたき網、はねかえし網漁業
⑧ まき網漁業（網船）	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船
⑨ まき網漁業附属船	各種まき網漁業の附属運搬船、灯船及びとう載漁艇等
⑩ 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、打網、待網、張網、餌取網、桂網、棚網及び棒受網（さば・さんまを除く）漁業
⑪ 底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業
⑫ 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業（１そうびきを含む。）
⑬ 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業、母船式底びき網漁業（母船を除く）
⑭ ひき網漁業	⑨、⑩及び⑪以外の各種ひき網漁業（けた網、こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、バッチ網、ごち網等）
⑮ かつお・まぐろ漁業	かつお・まぐろ一本釣り漁業及びまぐろ、さめ、かじき浮きはえなわ漁業（母船式の母船を除く。）
⑯ 捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業（母船式の母船を除く。）
⑰ 官公庁船	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締に従事する漁船
⑱ 運搬船及び各種母船	漁場から漁獲物を運搬する漁船及び各種母船。
⑲ 雑漁業	突棒漁業、魚類養殖及び上記の分類に近似の漁業がない漁業